

令和 年 月 日

葛飾区長あて

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）にかかる負担限度額認定を申請します。

[illegible]

配 偶 者 の 有 無		有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。																																			
配 偶 者 に 関 する 事 項	フリガナ																																						
	氏 名																																						
	生年月日	明 ・ 大 ・ 昭							年			月			日			個人番号																					
	住 所																																						
		連絡先																																					
	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）																																						
課税状況	住民税 課税 ・ 非課税																																						

(該当する□をチェックしてください。) 収入及び預貯金等に関する申告	☐	・生活保護受給者				
	☐	・個人住民税世帯非課税であって、 <u>老齢福祉年金受給者</u> である。 ・預貯金、有価証券等の金額の合計が <u>1,000万円</u> （夫婦は <u>2,000万円</u> ）以下である。				
	☐	・個人住民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が <u>年額80万円以下</u> である。（受給している年金に○してください。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。 ・預貯金、有価証券等の金額の合計が <u>650万円</u> （夫婦は <u>1,650万円</u> ）以下である。				
	☐	・個人住民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が <u>年額80万円を超え、年額120万円以下</u> である。（受給している年金に○してください。） ・預貯金、有価証券等の金額の合計が <u>550万円</u> （夫婦は <u>1,550万円</u> ）以下である。				
	☐	・個人住民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が <u>年額120万円を超えている</u> 。（受給している年金に○してください。） ・預貯金、有価証券等の金額の合計が <u>500万円</u> （夫婦は <u>1,500万円</u> ）以下である。				
	※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり。					
預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	()※ 円	※内容を記入してください

【この申請に関する問い合わせ先】※申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	日中の連絡先
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請における「配偶者」とは、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

處理欄	入	力	照	合

決裁	課	長	係	長	係	員